

平成31年第2回 美里町農業委員会会議録

平成31年2月8日

平成31年第2回美里町農業委員会会議を美里町馬場1100番地美里町役場中央庁舎第3・4会議室に招集する。

出席委員

1番	奥村 智	3番	永田末廣	4番	善積邦昭	5番	長木一美
6番	松村新二	7番	田中 豊	8番	吉坂美佐子	9番	松田政明
10番	吉田美好						

欠員 1名

事務局

事務局長 宮寄幸仁 書記 池永英治 上村海晴

その他事項

傍聴人数 0名

開会 午後1時30分

事務局長（宮寄幸仁君） こんにちは。只今から平成31年第2回美里町農業委員会会議を開会いたします。それでは、議事の進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第4条に基づき会長が行います。

会長（吉田美好君） それでは、私の方で議事を進めさせていただきます。本日は全員出席でございますので、美里町農業委員会会議規則第6条に基づき会議が成立することをまず宣言します。本日の署名委員を指名いたします。署名委員は、5番長木委員、6番松村委員を指名いたします。それでは、早速議事に入りたいと思います。なお、発言のある方は挙手の後、指名を受けて発言をお願いします。議案第5号農地法第3条の規定による許可申請農業委員会許可分番号1、番号2について、事務局より補足の説明はありませんか。

事務局（上村海晴君） はい、それでは、議案第5号番号1、番号2について、併せて補足の説明を行います。番号1、番号2は、貸人は異なりますが、借人は同一の人物であり、貸人の高齢化に伴い、賃借権設定での申請となりました。借人は新規就農を目的とし、しょうが栽培を予定されております。農作業に必要な機械等につきましては、補助金等を活用し、導入する旨を確認しております。また、番号1、番号2のいずれも下限面積要件並びに周辺地域における効率的かつ総合的な農地利用の確保について、支障を生じるおそれの有無など、農地法第3条第2項の各号には該当しないものと思われ、許可要件をすべて満たすものと考えられます。以上で補足の説明を終わります。

会長（吉田美好君） 以上で事務局より、番号1、番号2の補足の説明を終わります。それでは、議案第5号番号1を議題とし、内容の説明を5番長木委員に求めます。

5番（長木一美君） はい。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・。以上です。

会長（吉田美好君） 以上で議案第5号番号1の内容説明を終わります。それでは番号1について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第5号農地法第3条の規定による許可申請農業委員会許可分番号1は、原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

会長（吉田美好君） 全員賛成と認めます。よって、議案第5号番号1は、原案どおり決定しました。次に進みます。議案第5号番号2を議題とし、内容の説明を5番長木委員に求めます。

5番（長木一美君） はい。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・。以上です。

会長（吉田美好君） 以上で議案第5号番号2の内容説明を終わります。それでは番号2について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全員 ありません。

会 長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第 5 号農地法第 3 条の規定による許可申請農業委員会許可分番号 2 は、原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

会 長（吉田美好君） 全員賛成と認めます。よって、議案第 5 号番号 2 は、原案どおり決定しました。次に進みます。議案第 6 号農地法第 5 条の規定による許可申請県知事許可分番号 1 を議題とし、内容の説明を 7 番田中委員に求めます。

7 番（田中豊君） はい。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・。以上です。

会 長（吉田美好君） 事務局より補足の説明はありませんか。

事務局（上村海晴君） はい、それでは補足の説明をいたします。まず土地の選定理由ですが、借人・・・が資材置場及び仮設現場事務所を目的に選定されました。なお、工事期間の一時転用となっております。次に造成計画ですが、山砂及び敷砂利等を使用し、造成を行う計画となっております。また、排水計画は自然浸透での排水計画となっております。次に、被害防除計画につきましては、周辺農地への日照等耕作への影響はないと思われませんが、被害が生じた場合においては、責任をもって対処する計画となっております。次に資金計画ですが、残高証明書が添付されており、資金計画には問題ないものと思われます。なお、当該申請農地は、農振農用地区域内の第 1 種農地ですが一時転用となっておりますので、転用申請には問題ありません。工事終了後速やかに農地に戻す計画となっております。つきましては、許可後ただちに当該申請地を利用する計画となっており、申請に係る用途に遅滞なく供する事の確実性が見込まれます。以上で内容の説明を終わります。

会 長（吉田美好君） 以上で議案第 6 号番号 1 の内容説明を終わります。早速ご審議をいただきます。ご質疑ありませんか。はい。5 番長木委員。

5 番（長木一美君） はい。一時転用の期間はいつまで設定されているのでしょうか。それから、こちらはすでに事前着工されているのではありませんか。また、備考欄に農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないことの証明願いとありますが、これはどういった証明なのでしょうか。

事務局（池永英治君） はい。工期についてですが、12 月に契約されていて、工期の終了日が平成 31 年 3 月 29 日までとなっております。31 年度にまたがりため池の修復工事をされますので、今後の予定としましては、県と・・・が工期延長契約を締結した後に、間に合えば 4 月の農業委員会で工期変更の届出の説明を行う予定となっております。事前着工につきましては、・・・より山の坊ため池の早期着工の相談が有り、県の担当者とも打ち合わせ、そうで有れば仮設事務所設置は差し支え無いただろうという事でしたので、現在仮設事務所が置いてある状態となっております。

事務局長（宮寄幸仁君） はい。・・・のため池につきましては、・・・の重要なため池の

1つで、田植えの期間中工事が出来ない事もあり、工事期間が制約されております。県営事業の復旧工事である事、そして、現場事務所を置ける場所が他に無い事もあり、他の農地に影響が無い事から農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないことの証明を出したところでございます。以上です。

会 長（吉田美好君）はい。長木委員。

5 番（長木一美君）はい。県の工事であれども、やはり手順が必ずあると思います。また、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないことの証明願いを・・・が出して、町は何をもって証明するのですか。例えば、用水路に危害を及ぼさない、他の農地に危害が被らないということを町が一年間証明出来るのですか。

事務局長（宮寄幸仁君）はい。今の計画に基づき、通風や日照、排水等を考えても、この計画であれば特に支障は無いと、農政係りで判断し、町からの証明を出しております。

会 長（吉田美好君）はい。長木委員。

5 番（長木一美君）はい。今回一時転用で許可が下りるかと思われませんが、工事が終わり、農地へ戻った事の確認は事務局の方で必ず行って下さい。

事務局（池永英治君）はい。事務局で確認に行きたいと思います。

会 長（吉田美好君）はい。他にありませんか。

全 員 ありません。

会 長（吉田美好君）質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。議案第6号農地法第5条の規定による許可申請県知事許可分番号1は、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

会 長（吉田美好君）全員賛成と認めます。よって議案第6号番号1は、原案どおり決定しました。次に進みます。議案第6号農地法第5条の規定による許可申請県知事許可分番号2、番号3を議題とし、続けて内容の説明を5番長木委員に求めます。

5 番（長木一美君）はい。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・。以上です。

会 長（吉田美好君）事務局より補足の説明はありませんか。

事務局（上村海晴君）はい、それでは補足の説明をいたします。なお、番号2、番号3につきましては、同一の案件であり併せて説明いたします。まず、土地の選定理由ですが、借人・・・が太陽光発電施設を目的に申請地の地権者から賃貸借権にて20年間借入られました。次に造成計画ですが、10cm程の土砂を入れ整地する計画となっております。また、排水計画は自然浸透並びに既設道路排水溝に流す計画となっております。次に、被害防除計画につきましては、周辺農地への日照等耕作への影響はないと思われませんが、被害が生じた場合にはおいては、責

任をもって対処する計画となっております。次に資金計画ですが、残高証明書が添付されており、資金計画には問題ないものと思われます。なお、当該申請農地は中央庁舎から 300m内の第 3 種農地で転用申請には問題ありません。つきましては、許可後ただちに当該申請地を利用する計画となっております、申請に係る用途に遅滞なく供する事の確実性が見込まれます。なお、番号 2、番号 3 につきましては、3,000 m<sup>2</sup>を越えていますので、県庁案件となります。14 日に県庁とのヒアリング及び現地確認を予定しております。以上で内容の説明を終わります。

会 長（吉田美好君）以上で議案第 6 号番号 2、番号 3 の内容説明を終わります。早速議案第 6 号、番号 2 のご審議をいただきます。ご質疑ありませんか。はい。松田委員。

9 番（松田政明君）はい。申請番号 2 の・・・さんは亡くなられているのではありませんか。

事務局（池永英治君）はい。亡くなっております。申請書には相続代表者証明書及び承諾書等が添付されて出されておりましたので、・・・さんの名前で議案書の差し替えをさせていただきたいと思えます。

会 長（吉田美好君）はい。それでは、暫時休憩とします。

会 長（吉田美好君）それでは、会議を再開いたします。他にご質疑ございませんか。  
全 員 ありません。

会 長（吉田美好君）質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。議案第 6 号農地法第 5 条の規定による許可申請県知事許可分番号 2 は、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

会 長（吉田美好君）全員賛成と認めます。よって議案第 6 号、番号 2 は、原案どおり決定しました。続きまして議案第 6 号、番号 3 のご審議をいただきます。ご質疑ありませんか。

全 員 ありません。

会 長（吉田美好君）質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。議案第 6 号、農地法第 5 条の規定による許可申請県知事許可分番号 3 は、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

会 長（吉田美好君）全員賛成と認めます。よって議案第 6 号、番号 3 は原案どおり決定しました。次に進みます。その他となっておりますので、全員協議会に切り替えます。

休会 午後 2 時 3 0 分

## 全 員 協 議 会

1. 報酬・費用弁償振込について
2. 新年会精算について

本会議 午後 2時35分

会 長（吉田美好君） それでは協議会を本会議に切り替えて本日の会議はこれを持ちまして閉会させていただきます。有難うございました。

美里町農業委員会会議規則第13条の規定によりここに署名する。

美里町農業委員会会長

印

美里町農業委員会委員

印

美里町農業委員会委員

印